

狭山市建設工事等前金払取扱要綱

平成29年3月28日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この要綱は、狭山市契約規則（昭和58年規則第35号。以下「規則」という。）第36条及び第36条の2の規定に基づく前金払に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(前金払の金額等)

第3条 前金払の金額に100万円未満（契約金額が2,000万円未満の場合にあつては、10万円未満）の端数の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）により複数年度にわたる契約の前金払は、各会計年度の年割額に相当する部分の金額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約の前金払は、契約締結当初の契約金額に対して行うものとする。

(前金払の請求)

第4条 前金払を受けようとする者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、対象となる契約において定めた工事完成期限（継続費等により複数年度にわたる契約の場合にあつては、請求する前金払に係る出来高の予定額の完成期限）又は履行期限（継続費等により複数年度にわたる契約の場合にあつては、請求する前金払に係る出来高の予定額の履行期限）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を添えて、前金払請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があつたときは、当該請求書を受理した日から14日（狭山市の休日定める条例（平成元年条例第26号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く。）以内に前金払をしなければならない。

(中間前金払)

第5条 第3条各項の規定は、規則第36条の2第1項に規定する中間前金払（以下「中間前金払」という。）の金額について準用する。この場合において、これらの

規定中「前金払」とあるのは、「中間前金払」と読み替えるものとする。

- 2 継続費等により複数年度にわたる契約について中間前金払をする場合においては、規則第36条の2第1項の規定の適用については、同項第2号及び第3号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第4号中「既に行われた工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度の年割額」と読み替えるものとする。

(中間前金払及び部分払の選択)

第6条 部分払を実施する工事において、中間前金払又は部分払を受けようとする者は、中間前金払及び部分払のいずれかを選択し、契約締結時に中間前金払及び部分払の選択に係る届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出後の変更は、認めないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、継続費等により複数年度にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を受けることができるものとする。

(中間前金払の認定請求)

第7条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払の認定請求に係る届出書に工事履行報告書及び工程表を添えて市長に提出し、規則第36条の2第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることについての認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定)

第8条 市長は、前条に規定する請求があったときは、原則として7日(休日を除く。)以内にその認定の可否を決定し、中間前金払の認定に係る通知書により請求者に通知するものとする。

(中間前金払の請求)

第9条 第4条の規定は、中間前金払の請求について準用する。この場合において、同条中「前金払」とあるのは「中間前金払」と、同条第1項中「前金払請求書」とあるのは「中間前金払請求書」と読み替えるものとする。

(前金払及び中間前金払の額の変更)

第10条 市長は、前金払及び中間前金払をした後、契約内容の変更により契約金額が著しく増額した場合においては、規則第36条第2項(規則第36条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、その増額後の契約金額

の100分の60（中間前金払を受けていない場合にあっては、100分の40）から既に支払った前金払及び中間前金払の額を差し引いた額の範囲内で、前金払及び中間前金払を追加してすることができる。この場合において、前金払及び中間前金払を追加して受けようとする者は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を添えて、前金払・中間前金払追加請求書を市長に提出しなければならない。

- 2 前金払及び中間前金払を受けた者は、契約内容の変更により契約金額が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前金払及び中間前金払の額に、変更後の契約金額の100分の60（中間前金払を受けていない場合にあっては、100分の50）を超えた額（以下「超過額」という。）が生じたときは、規則第36条第2項の規定により、契約金額が減額された日から30日以内に当該超過額を返還しなければならない。ただし、市長は、この期間内に部分払をしようとするときは、部分払の金額から当該超過額を控除することができる。
- 3 超過額が相当の額に達し、返還することが前金払及び中間前金払の状況から見て著しく不相当であると認められるときは、市長及び受注者が協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知するものとする。
- 4 市長は、受注者が第2項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、当該期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前金払及び中間前金払の返還）

第11条 前金払及び中間前金払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還しなければならない。

- （1）前条の規定に違反したとき。
- （2）契約を解除したとき。
- （3）受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められるとき。
- （4）第4条第1項（第9条において準用する場合を含む。）に規定する保証契約を解除したとき。
- （5）その他市長が特に必要と認めたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。